

資格・短期給付に係る標準処理期間

1 組合員の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
組合員資格の取得及び資格確認書の交付並びに資格情報のお知らせの通知	公立学校共済組合神奈川支部（以下「支部」という。）が指定様式を受理した日から9日（資格確認書の交付を要する場合は3日）以内に処理する。 ※別途、送付のための日数を要する。
船員組合員資格の取得及び資格確認書の交付並びに資格情報のお知らせの通知	
任意継続組合員資格の取得及び資格確認書の交付並びに資格情報のお知らせの通知	
任意継続組合員資格の喪失	支部が指定様式を受理した日から3日以内に処理する。 ※別途、送付のための日数を要する。
資格喪失証明の発行	
上記証の記載事項の訂正	
上記証の亡失等による再交付	

（注1）上記期間には、土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの閉庁期間を含まない。

（注2）支部から所属所等への送付に要する日数は、送付方法により異なる。

（注3）年度末・年度始め等、事務が集中する場合は、資格確認書等交付手続に時間を要する場合がある。

2 被扶養者の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
被扶養者の認定及び資格確認書の交付並びに資格情報のお知らせの通知	支部が指定様式を受理した日から9日（資格確認書の交付を要する場合は3日）以内に処理する。 ※別途、送付のための日数を要する。
被扶養者の取消	支部が指定様式を受理した日から3日以内に処理する。 ※別途、送付のための日数を要する。
被扶養者証の記載事項の訂正	
被扶養者証の亡失等による再交付	

（注1）上記期間には、土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの閉庁期間を含まない。

（注2）支部から所属所等への送付に要する日数は、送付方法により異なる。

3 給付・支給等に関する事項

区 分	標準処理期間
組合員の請求により給付されるもの	毎月 20 日までに支部が受理したものについて、翌月の 20 日に支給。(※)
前納された任意継続掛金の還付	毎月末日までに支部に提出があったものについて、翌月末に還付。

(※) 20 日が土曜日、日曜日、祝日の場合は前日。

4 その他に関する事項

区 分	標準処理期間
高齢受給者証の交付	誕生日の前月の末日までに交付。
標準負担額減額証の交付	支部が指定様式を受理した日から 3 日以内に処理する。 ※別途、送付のための日数を要する。
特定疾病療養受療証の交付	
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	
上記証の記載事項の訂正	
上記証の亡失等による再交付	
組合員の依頼により発行するその他証明	
支払未済の給付請求	支部が受理してから 10 日
レセプトの開示請求	支部が受理してから 30 日

(注 1) 上記期間には、土曜日、日曜日、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで閉庁期間を含まない。

(注 2) 支部から所属所等への送付に要する日数は、送付方法により異なる。

5 留意事項

(1) 標準処理期間には、次の期間は含まれない。

- ① 適法な申請を前提に定められたものであるため、形式上の不備の是正等を補正する期間。
- ② 適正な申請の処理に際して、審査のため相手方に必要な資料を求める場合にあっては、相手方がその求めに応ずるまでの期間。

(2) 年度末・年度始め等の繁忙期については、この標準処理期間に抛りがたい場合もある。